

# 三井家同族会の問題点

安 岡 重 明

- I はしがき
- II 三井家同族会規則
- III 三井元方規則，三井元方重役会内規
- IV 問題の所在

## I は し が き

本稿は、「三井家同族会の成立前史」（『同志社商学』第20巻第1・2号，吉川秀造教授古稀祝賀記念号，1968年7月刊）の続編にあたるものであるから，同稿とあわせてごらんいただきたい。なお，拙稿「旧商法の施行と三井諸企業の改組」（『同志社商学』第19巻第5号，1968年1月）も本稿と密接な関係があるのでご参照いただければ幸いである。

## II 三井家同族会規則

「三井家ノ業務ヲ監督シ，其營業資金ヲ運用及ヒ保管スル」ため設けられた三井家仮評議会に対して，「三井同族共同財産ノ運用方法及ヒ保管方法ニ関スル件」を取扱う同族寄会を設けて，同族各家の運営や相続に関する統制を行なおうとする強い意向が三井家内部にあった。このことは，同族寄合仮規則に付則が二つも作られ，周到な準備がなされていたことから，うかがえるであろう。渋沢栄一という外事すなわち商事に関する「議問」である仮評議会に対して，内事すなわち，同族に関する「議問」であ

る。同族寄会を並列させていこうとする意向が三井家内部にあったと感ぜられるのである。この同族寄合仮規則に示されている同族寄合の形が中上川彦次郎からでたのか、三井同族からでたのか不明であるが、そこで規定された同族寄合はつぎの問題をはらむ。同族寄会は仮評議会に提出する議案を議決することになっていたから、顧問（渋沢栄一、三野村利助）および使用人である各店重役が正会員となっている仮評議会において、主人たちが構成する同族寄合の決議が審議される形になっており、実質的には、資本の所有者の意見が使用人である経営者たちに審議されるという不自然な形になっている。渋沢が、既述のように、仮評議会と同族寄合とが将来対立する可能性がある、と指摘し、このさい仮評議会を廃止し、家憲草案にある趣旨によって同族会の組織へ改組すれば「順序モ相立」ち完備した形になる、と忠告したのは、適切であったというべきであろう。

三井家においては、旧商法施行（明治26年7月1日）直後、渋沢の忠告に従ってであろうか、三井家最高機関の改組に着手した。明治26年10月19日の第1回三井家同族会において、「一、三井家同族会規則ハ三井家憲草案第三章ヲ修正ノ上執行スルコトニ決ス、但シ右草案ハ第二回同族会ニ於テ修正スベシ」と決定している。さらに同日「一、今般三井家仮評議会ヲ解散シ三井家同族会ヲ設置スルニ付仮評議会ノ書類及ヒ三井組大元方寄会ノ書類ヲ悉皆同族会議長ヘ引渡スルコトニ決ス」としている<sup>1</sup>。これによれば、仮評議会と三井組大元方寄合を統合して同族会ができたことになる。同族寄合は発足したのか、発足後廃止されたのかについては不明である。いずれにせよ、この大元方寄合は同族寄合仮規則に示された同族寄合と近い性質をもっているものと推察される。従来の諸研究は、この関連を明確にしていなかったので、「外事」に関する仮評議会が「内事」に関する同族会に切りかえられるという不自然な改組である印象を与えている。福島正夫氏は

1 三井家同族会議事摘要（三井文庫所蔵文書，追2007号）

「同族会という新組織が大元方の改称であることはいうまでもない<sup>2</sup>」といわれるが、これは正確とはいえない。また柴垣和夫氏は、明治26年11月に三井組は「三井元方と改称、これとともに仮評議会を解散して三井家同族会を設置した<sup>3</sup>」とされるが、これはいま私が指摘した欠陥をもっている。三井家同族会は、三井組大元方寄合と三井家仮評議会とを統合したものと解すべきである。しかしながら、以上あきらかにしたように、三井家同族会は「内事」たる同族優位のもとに、仮評議会と大元方寄合とを統合して成立したのである。「三井家仮評議会ヲ解散シ」という言葉が示すように、諸営業の統轄機関としての仮評議会の機能がそのままひきつがれたのではなかった。同族会規則をみればこのことはあきらかである。そのため諸営業統轄の機能を同族会が具備する必要が後日生ずるのである。その同族会はずきの規則をもつ。

#### 三井家同族会規則<sup>4</sup> (原文たてがき)

第壹条 三井家同族会ハ三井家同族三井家同族ノ隠居三井家同族ノ成年推定相続人及特ニ会員ニ推選シタル者ヲ以テ組織ス

第貳条 三井家同族ヲ正員トシ三井家同族ノ隠居三井家同族ノ成年推定相続人及特ニ会員ニ推選シタル者ヲ参列員トス

第参条 同族会正員中未成年者又ハ禁治産者アルトキハ其後見人ヲ以テ之ヲ代表セシム

第肆条 同族会正員中准禁治産者アルトキハ保佐人ヲ以テ之ヲ代表セシメ禁治産ヲ受ケザル癡癲者アルトキハ同族会ノ決議ヲ以テ正員中ヨリ其代表者ヲ指定スベシ

第伍条 同族会正員ニシテ疾病旅行其他ノ事故ニ因リ会議ニ出席スル能ハサルトキハ正員ノ一名ヲ代表者トナン投票権ヲ行フコトヲ得

第陸条 正員ニシテ代表者タルモノハ自己投票権ノ外ニ代表ノ投票権ヲ有ス

2 福島正夫『日本資本主義と「家」制度』386ページ

3 柴垣和夫『日本金融資本分析』109ページ

4 三井文庫所蔵文書、追1334号

第七条 同族会ニ左ノ役員ヲ置ク

議長 一人

秘書記 一人又ハ二人

第八条 同族会ノ議長ハ三井総領家ヲ以テ之ニ任ス議長故障アルトキハ正員中ノ一名ヲ指定シテ代理セシム

第九条 同族会ノ秘書記ハ議長之ヲ任免ス

第十条 同族会ハ議長之ヲ招集ス

同族会正員ハ開会ヲ請求スルコトヲ得若シ議長之ニ応セザルトキハ正員中三人以上ノ同意ヲ得テ之ヲ招集スルコトヲ得

第十一条 同族会ハ少クトモ毎月一回之ヲ開ク

但シ会場ハ議長之ヲ定ム

第十二条 同族会ノ決議認可ヲ経ベキ事項概ネ左ノ如シ

一、同族各家ノ相続、婚姻、養子、隠居、分家、離婚、離縁、自治産、禁治産、准禁治産其他重大ナル同族身分ノ変更ニ関スル件

二、同族各家ノ歳費定額ニ関スル件

三、同族各家所有ノ不動産其他同族会ニ届出タル家産ノ売却譲与交換抵当質入ニ関スル件

四、同族中他人ノ為ニ保証人ト為リ又ハ債務ノ責任アル契約ヲ締結スルノ件

五、同族中会社ノ株主若クハ資本主トナリ又ハ官務公務ニ服スルノ件

六、同族各家ノ後見人後見監督人保佐人ノ指定選定及免除ニ関スル件

七、特ニ会員ニ推選スル者ノ選定及解任ニ関スル件

八、同族各家ノ執事任免ノ件

九、三井家同族ノ共同財産保管及運用ノ方法規定ニ関スル件

十、同族ノ営ム商工業務監督ニ関スル件

第十三条 同族ハ同族会ノ認可ヲ経ルニアラザレハ商工業ヲ営ムヲ得ス

第十四条 同族ハ同族会ノ認可ヲ経ルニアラザレバ商工業ノ資金ヲ同族共同財産ヨリ借用スルコトヲ得ス

第十五条 同族各家ノ後見及相続等ニ関スル事項ニシテ親族会ノ権限ニ属スルモアルトキハ同族会ハ親族会ニ向テ合同協議ヲ請求スベシ

第十六条 同族会ノ議案ハ緊急事件ヲ除クノ外ハ予メ之ヲ会員ニ送附スベシ

第十七条 同族会ハ正員半数以上ノ出席アルニ非ラザレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第十八条 同族会ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ旧制ヲ變更セサル方ニ決ス其旧制ナキモノハ議長ノ裁決スル所ニ依ル

第十九条 参列員ハ討議権ヲ有スレトモ投票権ヲ有セス

第二十条 後見人及保佐人ハ議事ニ与カリ投票ヲナスコトヲ得

第二十一条 同族会ニ出席スルニ能ハサル会員ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十二条 同族中同族タルノ品位ヲ失墜シ又ハ家財浪費ノ所行アル者ハ同族会正員四分ノ三以上ノ意見ヲ以テ一定期間同族会員タルヲ停止シ又ハ終身之ヲ禁止スルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テ成年推定相続人アルトキハ之ヲ代表セシメ若シ成年推定相続人ナキトキハ第四条ノ規定ヲ準用ス

第二十三条 同族間又ハ同族会ト同族トノ間ニ争ヲ生スルトキハ法律ノ定ムル仲裁手續ニ從ヒ仲裁判断ヲ受クベシ若シ仲裁判断ヲ取消ストキハ再ヒ之ヲ仲裁ニ付シ以テ最終トスベシ

第二十四条 同族会ノ決議ハ之ヲ会議録ニ記載シ出席ノ会員之ニ捺印スベシ

第二十五条 同族会ノ総テ秘密トス其会議録ハ会員以外ノ者ニ示スベカラズ

#### 補 則

第二十六条 此規則ニ於テ三井家同族ト称スルハ先祖三井宗寿居士ノ苗裔タル三井十一家ヲ総称スルモノトシテ即チ三井八郎右衛門，三井元之助，三井源右衛門，三井高保，三井八郎次郎，三井三郎助，三井復太郎，三井守之助，三井武之助，三井養之助，三井得右衛門及其各家代々ノ家督相続人ヲ謂フ

第二十七条 此規則ハ三井家憲施行ノ時ヲ以テ廃止スベシ

この三井家同族会規則の草案となつたと思われる三井家憲第二草案の、「第三章 同族会議<sup>5</sup>」と、同族会規則とを較べて目につく差異は、第二草案第二十八条と同族会規則第十二条との差である。第二草案では7項目にわたっている三井家同族財産と営業に関する規定は、同族会規則では第十二条九，十の2項のみに減じている。第二草案の7項目をあげて参考に供したい。第二草案ではかなりくわしく、諸営業店の管理が規定されている。

- 一、三井家同族ノ共同財産ニ関スル件
- 一、三井組ノ資産ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件
- 一、三井各商店ノ営業ニ関スル件
- 一、三井組及三井各商店定款及規約ノ認可ニ関スル件
- 一、三井組及三井各商店ノ会計ニ関スル予算及決算ノ認可
- 一、其他三井家同族ノ身上家政及三井組三井各商店ノ資産及営業ニ関スル重大ノ事件

両者を比較してみると、同族会は三井各商店を統轄することに、いかにも不熱心であったという印象を与える。三井家同族会成立時の改組は、仮評議会の機能を否定した表現をとっていたが、やはり実質においても、同族会は、仮評議会の機能を継承すること、きわめて薄弱であったことを示唆する。ただひとつ考慮しておかねばならないのは、旧商法施行のとき三井家直系会社はいずれも合名会社となり、三井十一家はそれぞれの社員となったことが、同族会規則中の営業店の規定の減少と関係がありはしないか、ということである。しかしこれとても、同族会規則で営業店に関する項目を減少させる積極的理由にならないと思う。

### Ⅲ 三井元方規則，三井元方重役会内規

さきにものべたように、従来の研究では三井家同族会が設置された明治26年11月2日には、三井組が三井元方と改称されたことになっている。ここでの三井組は何をさすのかよくわからないが、三井家同族およびその共有財産と、同族の事務局および三井各商店(営業店)などを総括した意味での三井組(前掲「三井家同族会の成立前史」参照)でないことは、同族会設置と同時に三井組を三井元方と改称、とあるところから判断できる。しかし、稿本三井家史料の『高朗史料』に、26年7月、商法実施につき三井組の名称を廃止す、という記事(1045ページ)のあることを知っている者にとっては11月になって、三井組を三井元方と改称、といわれると困惑を

感じるのである。三井家の主要諸事業が7月1日より、商法の規定にしたがって合名会社として発足し、制度上（事実上ではない）、三井十一家の営業財産は分割された形になったから、財産共有団体としての三井組が解体した、という意味なら、7月1日の記事は理解できる。しかし、この時点における共有財産分割の外観が虚構であったことは論証した<sup>6</sup>。私は、11月の三井組を三井元方と改称、というのは、三井家共有財産の管理運営機関（事務局）としての三井組が、三井元方と改称した、という意味であると理解するのが、事実に近いと思う。この間の事情を示す資料がないので、論証はできないが、私はそのように理解しておきたい。つぎに明治27年10月に制定された三井元方規則、三井元方重役会内規および明治29年8月31日のそれぞれの改正案をかかげて検討しよう。

<sup>8</sup>  
三井元方規則（原文たてがき）

第一条 三井元方ハ三井家同族ノ共同財産ヲ保管シ且確實ニ其利殖ヲ謀リ、又三井家同族各家ノ余資ニ付テモ其保管利殖ヲ務ムベシ

第二条 三井元方ハ三井家同族会ニ関スル事務ヲ取扱フ事アルベシ

第三条 三井元方ハ自ラ商工業ヲ営ム事ヲ得ズ

第四条 三井元方ニハ左ノ役員ヲ置ク

総 長 壱名

専務委員 壱名

委 員 無定員

第五条 総長ハ三井家同族会ニ於テ三井家同族ヨリ撰定ス

第六条 三井元方専務委員及ビ委員ノ任免ハ三井家同族会ノ決議ニ遵ヒ総長之ヲ施行ス

第七条 総長ハ諸規及ビ三井家同族会ノ決議ニ依リ一切ノ事務ヲ主裁ス

第八条 総長ハ毎月一回以上重役会ヲ開キ事務施行ニ付協議スベシ、但シ重役会ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

6・7 前掲「旧商法の施行と三井諸企業の改組」参照

8 三井文庫所蔵文書 838

第九條 三井元方ノ事務ヲ処理スル為メ左ノ一部一課ヲ置

地所部

庶務課

第十條 地所部ハ三井元方所有ノ地所建物ニ係ハル一切ノ事務ヲ取扱フ

第十一條 地所部ニ部長一名理事一名ヲ置キ其事務ヲ統轄処理セシム

第十二條 地所部ノ部長及ヒ理事ノ任免ハ三井家同族会ノ認可ヲ經テ総長之ヲ施行ス

第十三條 地所部ノ事務章程ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 庶務ニハ課長ヲ置キ、又文書、會計、用度ノ三係ヲ置キ、其事務ヲ左ノ如ク分割ス

文書係

- 一 諸規則類保管ノ事
- 二 総長ノ秘書及ビ往復文書ハ関スル事
- 三 使用人服務ニ関スル事

會計係

- 一 諸帳簿計算ノ事
- 二 現金出納ノ事
- 三 諸公債証書及ビ諸株券保管ノ事
- 四 會計書類及ビ帳簿類保管ノ事
- 五 三井家同族会ノ事務ニシテ当係ノ事務ニ属スル事

用度係

- 一 諸器具ノ保管、需用品ノ購買貯藏及ヒ供給ノ事
- 二 給料旅費等渡方取扱ノ事
- 三 事務所内及ビ小使取締ノ事
- 四 三井家同族会ノ事務ニシテ当係ノ事務ニ属スル事

第十五條 三井元方ハ京都ニ出張所ヲ置キ特ニ定ムル規則ニ依リ事務ヲ取扱フ

第十六條 三井元方ハ毎年一月七月ノ兩度ニ予算、決算、財産目録ヲ調製シ、三井家同族会ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 三井元方ノ純益金ハ左ノ割合ヲ以テ配当スベシ



純益金ノ十分ノ一	基本財産へ編入
純益金ノ十分ノ三	積立金
純益金ノ十分ノ二	予備積立金
純益金ノ十分ノ四	三井家同族会各家分配金

第十八条 積立金ヲ支払スルニハ特ニ定ムル規則ニ依ルベシ

第十九条 三井同族ハ何時ニテモ元方ノ事務ノ実況ヲ視、且ツ帳簿及ヒ書類ヲ閲覽シ、此事ニ関シ意見ヲ述フル事ヲ得、但シ事務ヲ処理スル事ヲ得ズ

第二十条 三井元方ノ役員ノ給料・旅費等ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 三井元方ノ役員ハ総長ノ認可ヲ經シテ自ラ商工業ヲ営ミ、又ハ他ノ会社・商店ノ役員ト為ル事ヲ得ズ

第二十二条 此規則ノ変更又ハ廃止ハ三井家同族会ノ認可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ行フ事ヲ得ズ

明治廿七年十月

明治二十九年八月卅一日同族会提案の三井元方規則改正案(原文たてがき)

第一条 三井元方ハ三井家同族ノ共同財産ヲ保管シ且確實ニ其利殖ヲ謀リ及ビ三井家同族各家ノ家政ヲ監督ス、又同族各家ノ余資ニ付テモ其保管利殖ヲ務ムベシ

第四条 (中修正左ニ)

総長 壱名 委員 無定員 参事 無定員

第六条 (修正)

「専務委員」ヲ委員トシ「委員」ヲ参事トス

第九条 (修正)

三井元方ノ事務ヲ処理スル為メ左ノ二課ヲ置ク

内事課

庶務課

第十条 (改正)

内事課ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十一条 削除

第十二条 //

第十三条 //

第十四条 (修正)

「庶務ニハ」トアルヲ「庶務課ニハ」トスル事

第十九条 (修正)

「三井同族ハ」トアルヲ「三井家同族ハ」トスル事

第二十二條 (改正)

此規則ノ変更又ハ廃止ハ三井家同族会ノ認可ヲ受クル事ヲ要ス

三井元方重役会内規 (原文たてがき)

第一条 三井元方重役会ハ総長及ビ専務委員・委員ヨリ成立ス

第二条 重役会ハ毎月一回以上之ヲ開キ事務施行ニ付評議スベシ

第三条 重役会ニ提出スヘキ事項ハ左ノ如シ

- 一 諸規則ヲ制定変更スル事
- 二 毎季予算・決算ヲ査定スル事
- 三 重要ノ契約ヲ締結スル事
- 四 地所部・工業部ニ関スル重要ノ事 (傍点は安岡)
- 五 貸借金ヲ為ス事
- 六 課長其他ノ使用人ヲ任免黜陟スル事
- 七 前諸項外ニシテ当元方ニ関スル重要ノ事

第四条 重役会ノ会長ハ総長之ニ当ル

第五条 重役会ハ会員過半数出席スルニアラサレバ之ヲ開ク事ヲ得ス

第六条 重役会ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ノトキハ会長之ヲ決ス

第七条 重役会ハ総長ノ見込又ハ一名以上ノ請求ニ依リ何時ニテモ之ヲ開ク

第八条 議事ノ都合ニ依リ書面ヲ以テ便宜委員ノ意見ヲ問ヒ総員一致ノ同意ヲ得ラル上ハ之ヲ會議ニ換フル事ヲ得

第九条 重役会ノ議案ハ総長及ヒ会員ノ何人ニテモ之ヲ提出スル事ヲ得

第十条 当元方ノ事務ニシテ成例成規アリ事体ノ重要ナラサルモノハ重役会ノ評議ヲ經スシテ総長之ヲ施行ス

第十一条 重役会ノ評議ヲ經スシテ施行シタル事項及ヒ前回ノ重役会後ニ生シタ

ル事項ハ次回ノ重役会ニ報告スヘシ

第十二条 重役会ニハ議事録ヲ備置キ毎回会議ノ成績及ヒ出席員ノ氏名ヲ記載シ  
出席各員ノ認印ヲ徴スベシ

第十三条 重役会ノ書記ハ庶務課長又ハ文書係員ヲ以テ之ニ充ツ

第十四条 此内規ハ三井家同族会ノ認可ヲ受ル事ヲ要ス

明治廿七年十月 日

三井元方

明治二十九年八月卅一日同族会提出案（原文たてがき）

第一条（改正） 三井元方重役会ハ総長及ビ委員・参事ヨリ成立ス

第三条（中修正）

第四項 三井家同族各家ノ家政ニ関スル重要ノ事

第八条（中修正）

「委員」トアルヲ「会員」ト改正

さて、この三井元方規則は、さきの三井組内規（前掲「三井家同族会の成立前史」に掲載）と酷似している。役員名や部課の名称は異なっているが、その役割・性格において両者は酷似しており、三井組内規にいう「三井組」の後身が三井元方であると断定してさしつかえなからう。一、二の注目すべき変更箇所をあげよう。

ひとつは、文書・会計・地所の3課が、地所部と庶務課の1部1課になっている点である。三井組における文書課・会計課は、三井元方では庶務課に入れられ、三井組の地所課は比重が大きくなって地所部となったのである。つぎは、純益金の分配比率が変更されていることである。各家分配金が、純益の5割から4割へり、別段積立金が2割から3割へ増加している。基本財産積立金は純益の1割、予備積立金も純益の1割であったことにはかわりがない。

三井元方重役会は、三井元方規則第四条に定められた役員（総長・専務委員・委員）が構成するものであって、諸規則の制定・変更、予算・決算の査定、重要な契約の締結、地所部・工業部の重要事、貸借金、元方使用人の任免、等を審議することになっていた。明治29年8月31日の改正案で

は、地所部・工業部の重要事の審議の任務は削除され、「三井家同族各家ノ家政ニ関スル重要ノ事」が加えられた。

#### Ⅳ 問題の所在

ところで、三井元方ができたのは明治26年11月であったのに、三井元方規則の日付が27年10月になっているのはなぜだろうか。27年10月11日には、三井元方の下に地所部と工業部とが設けられている。地所課は地所部となって三井元方の事務機構からはなれたのであるから、地所部の独立的性格は強くなったとみられるが、このことが三井元方規則の改正案となって現われるのは、29年8月31日である。このとき、地所部に関する条項は削除ないし修正されているのである（前掲修正案参照）。そして同日付の三井元方重役会内規の修正案では、前述のように、地所部・工業部に関する項目は削除され、同族各家の家政に関する項目が入れられた。これによって三井組およびその後身の三井元方が部分的にもっていた事業所（営業店）的な性格側面はまったく排除され、三井元方は、共有財産の保管と利殖を行ない、同時に同族各家を監督する機関へと性格が単純化していったのである。<sup>9</sup>

こうして、銀行・物産・鉱山・呉服の4合名会社および地所部・工業部の6者は、いちおう三井元方の指揮から脱した形になっている。しかしこれによって、ふたたび三井諸事業を統轄する機関の必要性がいつそう強くなったことはいうまでもない。同じ明治29年8月に三井商店理事会が設置された。これは、銀行・物産・鉱山・工業部の代表者で構成される業務統轄の評議機関であった。29年8月の三井元方規則および同重役会内規の修

9 三井元方は明治30年1月、三井物産会社の積立金125万円を受けとり、物産会社が資金を必要とするときは、無利息で融資するときめている（三井商店理事会日誌）。これも三井元方が共有財産の保管・利殖の機関たる性格を強くしてきたことを示すのであろうか。

正は、三井商店理事会の設置に応じた修正であった。こうして、業務統轄機関が生まれたことは、その規則をみていないので断定はさけるが、三井家仮評議会の再生であったとみてよからう。三井商店理事会は、家憲制定のとき三井営業店重役会と改称されるが、家憲制定後いくばくもなく、三井家同族会のなかに管理部が設置され、同族会管理部リードのもとに三井家の財閥コンサルン化が進行する。この過程に重役会の役割が後退していくのは、仮評議会の運命と似ているといえる。

なおこの間、明治28年8月22日に三井元方総長から提出された案件のなかに「合名会社三井呉服店ノ組織ハ是迄ノ通り合名会社トシテ存シ置キ、業務上ノ事ハ地所部・工業部ト同シク三井元方ニ於テ監督ヲ為スノ件ハ可決ス<sup>10</sup>」とあって、このとき一時、三井元方が三井呉服店の監督を行なったことがわかる。これも29年8月31日には、さきの改正案にあったように、三井元方の監督から脱している。「一呉服店・地所部・工業部ハ自今各商店ト同様ニ重要ノ件ハ直接三井家同族会ヘ提出スヘキ旨夫々通知スル事ニ決ス<sup>11</sup>」このように三井家仮評議会解散から三井商店理事会設置までに微妙な組織上の変更があったのである。

さてつぎに、私はこの経緯について、思いきった推定を試みておきたい。仮評議会の設置は、中上川彦次郎の三井入り直後に実行されたことであるから、その設置には、中上川の意見が強く働いていたと考えたい。一足さきに三井銀行に入行した高橋義雄が「殊に中上川は常に三井各営業店統一を主張し之を実行した人であります<sup>12</sup>」といていることも、これを裏づける。しかしさきに指摘したように、同族寄合の決議事項をも審議する権限をもつ仮評議会の存在は、三井同族やその他の首脳においても積然としないものがあったと思われる。商法施行によって主要諸事業が合名会社として発足したのち、三井家は三井家最高機関の改組を行なう。仮評議会を解

散し、これを同族会議に吸収した形で三井家同族会を発足させた。このとき三井組が三井元方と改められたのは、比較的技術的なことであった。しかしながら、同族会が各営業店の監督・指揮を行なったものの、小まわりがきかない弊害が現われ、諸事業の統轄機関として、三井商店理事会を発足させねばならなくなった。三井商店理事会は、三井家同族会の諮問機関（柴垣氏は評議機関と表現している）<sup>13</sup> という性格であったから、仮評議会のときのような矛盾は発生しなかった。明治33年の家憲制定の段階で、三井商店理事会は三井営業店重役会と改称され、存続した。現在のところ明確な証拠は見出だせないが、中上川は理事会や重役会の権限の伸張のために努力したと思われる。

仮評議会は、三井家制度に対して営業の優位を定着させる可能性があった。同族はまきかえしによって、同族寄会ないしは同族会優位のもとに営業組織を把握しなおす。それが同族会の成立である。そして33年には、営業組織（三井商店重役会）をがっちり家憲のもとに押えてしまう。明治26年11月の仮評議会の解散は、その第一歩であった。家憲制定はその第二歩であり、35年の同族会管理部の発足は第三歩であったと思われる。こうした形の家憲制定に中上川が賛成であった筈はない。つぎの高橋義雄の言はその間の事情を如実に示している。<sup>14</sup>

「又、中上川は井上侯の家憲制定に就ても例の目の子算用より商売の活動までも家憲の規則で縛らるゝやうな事があっては面白くないと云ふ觀念を持って居って明治三十三年に家憲が出来上った時、重役共も十分其意見を申述べると云ふので家憲の原案を諮問された事がある。其時、中上川は種々異論を申立てましたが井上侯は一旦定めたものは容易に変更する事が出来ぬと云ふので極力之を排斥されたので遂に家憲案は其儘通過したのであります。大体中上川等の意見は財産有つての上の家憲であ

12・14・15 高橋義雄「三井中興事情秘録」(追2146)

13 柴垣前掲書、217頁

る、無財産の家に何の家憲の必要があるものかと云ふので三井は家憲よりも何よりも先づ其實力を養ふのが大急務である、早く三井を世界的大資産家にした上、其資産を保護するに就て如何なる方法を取るべきかと云ふ事は徐ろに之を考へても遅くはないと云ふやうな考を持って居りましたから、中上川等の目より観てまだまだ三井の財産が予期の如き場合に達して居ない当時に於ては家憲問題に就き余り重きを置かなかつたのでありませう。<sup>15</sup>」

高橋は、中上川が家憲に重きをおかなかつたといっているが、私は、營業にたえず制肘を加えようとする同族会の権力が家憲制定によって確定することに彼は反対であつたのだと思う。こう考えると、家憲制定の確定する段階で、中上川は、家憲中において重役会の地位を高めるべき努力をしたのではないか。あれほど慎重に企画された家憲にもとづいているはずの重役会が中上川死後ただちに骨抜きにされていくのは、三井同族およびその派にとっては、重役会の地位が高すぎたからではなからうか。すなわち明治35年4月に同族会に管理部が設けられ、これに大幅の権限を与え、重役会が明治37年末に廃止されたのは、このことを推察させる。

顧りみると、幕末維新の変動期に三井家を破綻から救い、かつ飛躍せしめるのに力のあつた三野村利左衛門は、明治9年7月の三井銀行発足時に、三井同族の家政・營業統轄機関としての大元方の弱体化をはかり、三井銀行をしてこれに代わらしめようとしていた。營業の優位を確立しようとしたものと解することができる。三井家中興の担い手であつた中上川彦次郎もまた、家制に対する營業の優位を確立しようとして努力した人物であつた。三野村は三井銀行・三井物産発足直後、中道にしてたおれ、同族の権利の伸張をまねき、中上川は三井家憲制定直後に病死した。晩年中上川は三井家において孤立していたと伝えられる。三井家再興の英傑がいづれ

も、営業の優位のために闘って病に倒れたことは、それがいかにも心労多い闘いであったことを物語っているようである。 (1968年4月10日稿)